

○高木委員長 それでは、ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、もんま委員よりおくれる旨の届け出がありますが、定足数に達していますので、これより委員会を始めていきます。

まず、1点目の令和2年第4回臨時会提出議案について、議案第2号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について、理事者から説明をお願いいたします。

病院事務局長。

○浅利市立旭川病院事務局長 議案第2号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げたいと思います。今回の補正につきましては、第3回臨時会に引き続き、主に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る建設改良費の増額を行うとともに、これらの補正に伴う関係条文の整備をしようとするものでございます。

補正予算書18ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でお示ししておりますとおり、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、1目の建物で688万円、2目の器械備品で2億1千791万9千円をそれぞれ増額しようとするものでございます。この財源といたしましては、収入の部、1款資本的収入、2項負担金、1目一般会計負担金で7千411万1千円、3項補助金、1目道補助金で1億5千68万8千円を増額しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○高木委員長 ただいまの説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の段階では説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

ここまでの議題にかかわって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構ですので、お願いいたします。

それでは、2点目の報告事項に入ります。

まず最初に、近文神居古潭自転車道路の落石について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 近文神居古潭自転車道路、いわゆる旭川サイクリングロードでの落石について、御報告をさせていただきます。配付資料のほうをごらんになってください。

旭川サイクリングロードにつきましては、資料の赤い線で示した区間が通行どめとなっており、そのうち伊納ゲートから神居古潭ゲートまでの区間におきまして、令和2年6月9日の午後、毎年行っております現況調査委託のパトロールにより、新たな落石を確認したものでございます。その後の対応といたしまして、翌日の6月10日に落石の原因及びその他の落石の可能性の調査確認を行い、6月16日から6月23日にかけて、落石の除去及び落石防護柵の補修、かさ上げなどを行っております。今回の落石箇所につきましては、通行どめ区間ではございますが、道路の管理ですとかJRの保線などのために、一部関係者が利用することもあるため、あわせて落石箇所区間には注意喚起看板を設置し、パトロールを強化し、経過観察を継続しながら安全の確保に努めております。

なお、現場で確認はしてございますけれども、落石の直接的な原因はいまだ不明でございます、引き続き、落石の原因や今後の落石の可能性などについて、調査を進めていく考えでございます。

以上が、近文神居古潭自転車道路の落石についての御報告でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に入っていきます。旭川駅前広場駐輪場及び旭川駅高架下駐輪場の24時間開放について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 旭川駅前広場駐輪場及び旭川駅高架下駐輪場の24時間開放について、御報告いたします。配付資料のほうをごらんください。

旭川駅前広場駐輪場につきましては、現在、近年の自転車盗難事件の発生状況などを踏まえまして、防犯対策の強化を図るため、防犯カメラを現在の7カ所から12カ所に増設し、既存カメラにつきましては、高画質なカメラへの更新を行い、さらには照明全灯のLED化に係る工事を実施しているところでございます。

当該駐輪場及び旭川駅高架下駐輪場は、4月1日から11月30日までを供用期間といたしまして、午前5時から午前0時45分までの解錠としておりますが、早朝、深夜の解錠、施錠などにかかわる施設管理費が増加傾向にあることや、さらなる利便性の向上が課題となっておりまして、今回の防犯対策の強化に伴いまして、工事完了後の8月3日から11月30日にかけて、警察と協議をしながら、試行的ではございますけれども、両駐輪場の24時間開放を実施しようと考えているところでございます。試行的取り組みに際しましては、こうした防犯対策の取り組みについて、市民広報やホームページなどを利用し、広く市民にPRし、試行的取り組みによる防犯対策の効果といったものを検証しながら、令和3年度から本格的な24時間開放を実施しようと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に入っていきます。旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの改定と今後の取組について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの改定と今後の取組について、2点ほど御報告を申し上げます。

1点目につきましては、旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの改定についてでございます。資料のほうをごらんください。

令和2年6月10日に開催されました常任委員会におきまして、改定案策定までの経過や改定の考え方、検証の結果や改定の内容について御説明させていただいたところでございますが、本日は、その後におけます一部修正ですとか、地区除雪連絡協議会での説明や意見聴取、さらには総合除雪連絡協議会での説明を経て実施したアクションプログラムの改定についての御報告をさせていただきます。

まず初めに、前回の常任委員会におきまして御指摘をいただきました、GPS導入にかかわるアクションプログラムの一部修正につきましては、後ほど御説明いたします除雪車両運行管理システム業務委託について、プロポーザル方式により受託業者と契約を締結し、年度内におけるシステムの導入や今後の方向性について、一定のめどがつかまりましたことから、GPS導入の効果の検証や導入拡大の見通しにつきまして明らかになるよう改定案を修正いたしました。

次に、改定までの経過についてでございます。9地区の除雪連絡協議会につきましては、6月1日から6月11日の期間に開催した会長と副会長のみによる役員会にて改定案を説明した後、各町内会長に改定案を含む議案を郵送し、6月18日から7月3日の期間で書面会議による意見聴取を実施したところでございまして、歩道、通学路の安全確保ですとか、除雪作業の管理強化による作業精度の向上、さらには除雪弱者への支援制度の推進などについて、9団体の方から17件の御意見をいただいたところでございます。また、総合除雪連絡協議会につきましては、7月14日に総会を開催し、各地区除雪連絡協議会でいただいた意見聴取の結果や、GPS導入拡大にかかわる一部修正について説明し、了承が得られたところでございまして、アクションプログラムの改定が確定したところでございます。

また、アクションプログラムの情報共有につきましては、旭川市雪対策基本計画の各取組の評価・検証及びアクションプログラムについて、旭川市のホームページに掲載するとともに、今後、庁議等において報告し、全庁的な情報共有も図ってまいります。

続いて2点目は、令和2年度の除排雪体制についてでございます。こちらのほうも資料をごらんください。

除雪企業の減少やオペレーターの高齢化、担い手不足、排雪ダンプトラックの減少など、除排雪体制を取り巻く環境が厳しさを増す中、令和元年度から再委託条件の緩和や、地区間の応援体制の制度化などを行ってございますが、アクションプログラムに掲げます安定した除排雪体制の確保へ向けまして、さらなる新規参入企業の促進ですとか、体制強化が必要なことから、今シーズンは中央・新旭川地区、豊岡・東旭川地区、東光地区の3地区を統合して一体的に管理する業務体制を試行的に実施したいと考えております。試行地区の選定に当たりましては、この地区の降雪量が標準から少雪となっており、雪の降り方が比較的安定していることや、今年度、中央地区に導入されますGPSにより、受託者事務作業量の軽減といったことが期待できることなどから、新たな取り組みを進める中で、想定外の事態が発生した場合の混乱を最小限にとどめることができると考え、当該3地区を試行対象としたところでございます。この取り組みによりまして、企業体内の相互補完体制のさらなる強化とともに、市民から要望の多い地域間格差の解消といったことも図られると考えております。

試行的に統合する地区の除雪センターの運営体制につきましては、地区統合による市民サービスの低下を防ぐため、統合後も3地区には除雪センターを設置しますが、センター機能の集約と充実を図るため、24時間体制の主センターを1カ所、日中開設のみの支所センターを2カ所とする体制に変更し、大雪対応など、緊急時におきましては、夜間でも支所センターに人員を配置するなどの柔軟な対応をし、効率的な運営体制について検討し、その効果を検証していく考えでございます。

なお、今後におけますアクションプログラムの適切な進行管理を図っていくため、現在、新たに審議会を設置することを検討しており、実施体制の強化を図るとともに、状況の変化などを踏まえ

た旭川市雪対策基本計画自体の見直しについても議論を進めてまいりたいと考えております。

報告については以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 ただいま報告をいただきました件につきまして、特に、試行的に地区を統合するということが示されました。これまでの除雪体制の経過を考えても、非常に大きな取り組みの試行に着手をされるということだと思います。そうした姿勢については、十分に評価したいとは思いますが、ちょっといろいろと気になる部分もありますし、私は必ずしも集約していくのがいいのか、あるいは細分化してきめ細かくやっていくのがいいのか、そこはなかなか難しい問題じゃないのかなというふうにこれまで考えてきた経過もありますので、そうしたことも踏まえながら、この地区統合は十分なメリットだけだと言えるのかどうか、そして、一番重要な視点だと思いますのが、新たな体制をとることによって、いかに多くの企業参入を促せるのかということだと思います。そのあたりがかなうのかどうかという視点で伺いたいと思います。

この体制の変更には、当然ながら、今、対応していただいている除雪業務の入札企業、あるいは共同企業体との関係性ということも重要なポイントになってくるのだろうと思うのですが、この受託業者のネットワーク団体であります除排雪業者ネットワーク協議会との協議経過の内容をまず最初にお聞かせください。

○鎌田土木部次長 除排雪業務の現状や除排雪体制などについての課題を企業と市が共有し、持続可能な除排雪体制の確保に向けた検討を行うために、昨年の5月27日から6月10日にかけて、9企業体と個別に意見交換を実施いたしました。その際、オペレーターの高齢化や担い手不足のほか、新規企業の参入が思うように進まない中、今後の除排雪体制の維持に不安を感じ、最悪の場合、除雪業務からの撤退を考えざるを得ないという状況も想定される、そういった声もあったところでございます。こうした中、除排雪企業の増加による負担軽減はもとより、企業体内での相互補完体制の強化、こういったような御意見もありましたことから、少しでも多くの企業が集まり、持続可能な除排雪体制を確保する必要があると考え、昨年度も地区の統合を見据えた検討を行ったところでございます。

各企業体におきましては、今後、体制の見直しが必要と感じてはいたものの、昨年度は具体的なイメージを共有することができず、統合は見送りましたが、これまで機会あるごとに意見交換を行い、今年度の6月に改めて協議したところ、共通認識を持つことができたことから、3地区の統合を試行的に行うものでございます。

○上村委員 この統合によるメリット、これをもう少し具体的に補足して御説明をいただきたいと思います。先ほど、説明の中で、企業体内の相互補完体制のさらなる強化、そして地域間格差の解消というくだりがありましたけれども、それだけにとどまるのかということも含めて、どれだけのメリットが享受できるのかということについての見解を重ねて伺いたいと思います。

○時田土木部雪対策課主幹 地区の統合により、除排雪業務を行う企業がふえ、企業体内の相互補完体制が強化されることにより、持続可能な除排雪体制とすることができるほか、除排雪作業の進捗状況を広範囲で把握することにより、事前にリスクを想定し、余裕を持った工程管理も可能になるものと考えております。また、恒常的な担い手不足の中、効果的な人員配置で除雪センターの運

営ができることや、センター機能の集約により軽減された経費を、積算手法の見直しや苦情相談窓口の一元化にかかわる費用に充てることができることなどにより、新規企業の参入意欲向上も図られるほか、地区間の除雪対応が統一されることにより、市民から要望の多い地区間格差の解消が期待できるなどのメリットがあると考えております。

○上村委員 今の答弁で補足として出てきた内容というのは、先ほどの説明にも一部ありましたが、センター機能の集約、そして苦情相談窓口の一元化ということです。これは、センター機能を集約したところに苦情窓口も集約する、一本化するということですよね。まずはそういう理解でよろしいでしょうか。もし違ったら、後ほど訂正してください。

それで、いろいろと確認をしておきたいというのが、まさにそこにも収れんされるのですが、センター機能についてです。3つの地区が統合されるということで、3地区全部のたくさん数ある中の一つが代表企業になると思うのですが、そこにメインセンターが置かれるという形になるのでしょうか。先ほどの御説明を聞くと、メインセンターは24時間体制でこれまでと変わらない。しかし、サブセンター、勝手にサブセンターと言いますけど、そこは日中のみ開設になる。例外的な場合も述べられていましたけれども、基本的にはそういうことですね。そして、苦情対応もメインセンターのみが基本は対応していくという、そういう形でよろしいのでしょうか。だとすると、当然ながら、今までそれぞれの地区にあったセンターの役割、これと変わってくる地区も発生するのだろうと思うわけです。いわば、これまでは常に各地区に除雪センターがあって、24時間稼働して苦情対応もしてもらっていたけれども、この統合によって、代表企業じゃない部分については、そういった機能がなくなるとも言えるのではないかということです。代表企業がどこになるのかということによって、地域間のバランスという問題が生じるんじゃないかということがまず一つ目の疑問です。そうしたことからいくと、今回、3地区がかなり広がりますよね、そんな中で、私はスムーズに対応するために考えられるのは、本来はその中心部にメインセンターがあるべきじゃないかということです。3地区のどこかにあるじゃなくて、中心部に1つ、新たにあるべきじゃないかということです。そして、そこを中心に3地区に今までどおりセンターが配置されて、補完的な機能になっていくという形なのではないかと思ったのですが、どうもそうではないようです。そうなってくると、統合されていく各地域、それぞれの受けとめにも多少の影響が出るんじゃないかというふうに思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。

○時田土木部雪対策課主幹 従来の地域に密着した3つのセンターに加え、それらを統合するメインセンターを新たに設置することで、よりきめ細やかな住民対応や路面状況等の確認を行うことができるかと認識しておりますが、新たにメインセンターを設置した場合、現在よりも経費が必要になることや、恒常的な人手不足の中、人員確保に課題が生じることも想定されるため、今回の試行的統合においては、センターの数はそのまま、市民サービスの低下を生じさせないよう配慮しながら、主センターと支所センターで機能を分担する手法を考えております。

日中は現在と同じ体制で支所センターにも人員を配置するため、住民対応などに支障はないものと考えておりますが、夜間はこれまでより増員する予定であるものの、主センターのみの開設になります。先ほど、苦情相談窓口の一元化というものが行われるということでありましたが、日中は3センター残りますので分割される形で今までどおり、夜間については1つになりますので統合される、そういった中では、いきなり一元化という形になりますと何かしら問題が生じる可能性があ

り、それが一つ検証する内容ではあるのかなど。そういった中では、一部完全に一元化、一部今までどおりというような形でやっていきながら、住民対応やパトロールに課題がないか、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

○上村委員 一部訂正をいただきましたけれども、どちらかというと夜の対応の部分が大きく変わるということですね。また、先ほど私は勝手にサブセンターと言いましたけど、一応支所センターだということで、今の説明で言いかえておきたいと思います。

そうしたことからしても、今回統合される対象地区、そこでの意見調整、あるいはその地域の受けとめが、今回の試行的実施に対してどのようだったのかということが続けてお聞きしたいと思います。地域の連絡協議会での説明ということではありますが、それぞれの地域の受けとめ、そして、出された意見の概要があればお示してください。

○小松土木部雪対策課長 7月14日に開催した総合除雪連絡協議会において、3地区の試行的統合について御説明したところ、特に反対の御意見がなく、持続可能な除排雪体制の確保に向けてしっかり検証してほしいというものでした。

今後、3地区の除雪連絡協議会に試行の内容について丁寧に説明し、御理解をいただいた上で実施してまいります。

○上村委員 冒頭申し上げましたとおり、私はこれまでの検討、検証の中で、除雪体制の望ましい形というのがどんな形なんだろうかとことを考えてきたときに、集約して、統合して、効率化を果たして、平準化を求めるという考え方、今回はそういう方向に行っているんだと思うんです。一方で、より細分化して、各地域それぞれに細やかな配慮、あるいはそれぞれの関係住民との連携や意思疎通を図りながら進めていくということの価値も見出してまいりました。ですので、それぞれに一長一短があると思うのですが、今回のこの地区統合に関して、皆さんのほうではデメリットという意味ではどのように考えているのかを確認したいと思います。

○時田土木部雪対策課主幹 統合によりますデメリットにつきましては、管理区域の拡大により、代表企業の負担が大きくなることのほか、市民対応や路面状況の確認など、共有すべき情報が多くなることなどが課題になると想定しておりますが、試行的な取り組みの中で、そうした課題点を洗い出し、解決に向けた管理体制のあり方について検討していく考えであります。

○上村委員 具体的に申し上げますと、例えば夜間の苦情窓口が一元化されたときに、各地域ではそのメインセンターの方が、どこまでうちの地域に具体的なイメージを持っていただきながら苦情対応してもらえるんだろうとか、区域が広くなればなるほど、端的に言うと対応も含めて何か関係性が雑になっていくんじゃないかというか、そういう懸念を実は一方的に私としては持っているということで申し添えたいと思います。

その上で、加えて、今回の統合地域の中には、中央・新旭川地区が含まれています。ここは、後段でまた質疑をさせていただく予定なのですが、今年度GPSの試行導入を行う地区になっています。そうした意味では、このGPSの検証作業というのが、ことし、来年、非常に大きな役割を持っていると思っているのですが、統合によってそこへの影響がどうなのかということをお心配しています。先ほどの御説明では、むしろGPSが導入される地域があるので業務負担が軽減される。なので、この試行的統合の運用にはむしろポジティブ、いい作用というか、そっちにはプラスだというような説明がありましたが、私は、そうした新たな混乱というか、いろいろ複雑な運用が始まる

わけですので、そうしたものがこの当該地区の純粋な検証作業という意味では、むしろ悪影響にならないのかなということをご心配しています。この点についての見解を続けて伺います。

○時田土木部雪対策課主幹 GPS導入とのかかわりについてであります。統合により事務作業の増加も想定される中、GPSの導入により、日報など提出書類の作成が自動化されることから、事務作業の簡素化が図られ、管理区域の拡大により受託者の負担感の軽減につながるものと考えたところです。また、3地区を統合した場合でも、地区除雪連絡協議会との連携が必要になるため、これまでの地区の範囲はそのまま維持する予定でありますので、GPSを導入する中央・新旭川地区において作業する車両は限定されることから、GPS導入の検証作業に影響を及ぼすものはないと考えております。

○上村委員 一般論としてはそう言えるのかもしれませんが、もし仮にその中央・新旭川地区の企業が代表企業になって、そこがメインセンターを担うことになれば、必ずしも単純に作業が減ったということの理解でいいのか、あるいは検証作業もやりながら、これは仮定の話なのでここまでにしますが、大変なんじゃないかなということをご気にしています。要は、それが影響を与えないのかということをご言った真意です。そこは、今回は指摘にとどめておきたいと思っております。

それで、今年度の入札予定について続けてお聞かせください。特に、この新統合地区はどのような形で入札が行われるのか、これまでとどう変えていくのかということをご確認したいと思っております。

○鎌田土木部次長 今年度の入札につきましては、9月下旬に入札の公告をしまして、10月下旬に条件つき一般競争入札により入札を実施する予定でございます。また、統合する3地区は、1つの業務として発注する予定であるため、令和2年度は7地区の総合除雪維持業務となる予定でございます。

現在、地区総合除雪維持業務の入札参加資格の要件といたしまして、共同企業体の構成員数は3社以上10社以内となっておりますけれども、統合試行による構成員数が令和元年度の構成員数と同じであるというふうにご仮定した場合、上限を超える14社となることから、こうした参加資格要件の見直しが必要になるというふうにご考えております。

○上村委員 冒頭に、私、一番重要な視点というか、気にしたいところは、この地区統合によっていかに多くの企業が参入しやすくなるのかということをご述べました。今の答弁は、単純に今まで9地区でやっていたものが7地区になる、そのことによって、対象としていた企業数が、当然集約された分多くなるので、それに対応したような扱いに変える必要があるということをご述べられたと思っております。ですので、私がお聞きしたいのは、この地区統合によってどれだけ企業参入を促す、あるいはそれが緩和される、そういう効果を果たすのかということごです。そう考えられている理由をお聞きしたいと思っております。

○鎌田土木部次長 昨年度から再委託が可能となったことから、多くの機械を保有しない企業でも除雪業務に参加できるようになっておりますが、今年度からは、土木工事及び舗装工事において、除雪業務の履行実績が評価の対象となります。地域貢献特別簡易型の総合評価一般競争入札が導入されたことで、新規企業の参加意欲も高まってきていると考えております。また、現在、新規企業の参入意欲のさらなる向上を目指して、安定した企業体運営に必要な積算手法等の見直しも進めておりますので、こうした取り組みとあわせて、統合により企業体の構成員数がふえることで、その一員となって、比較的小さな区域を担当し業務を始めることができるなど、除排雪業務のノウハウが

ない新規企業でも参入しやすい環境も整えることができると考えております。

○上村委員 今の答弁は、どちらかというところ、再委託の幅がさらに広がるということなのかと思いますが、またちょっと違う趣旨もあればお示しください。

今回は、試行的にこれまでの3地区を1つの地区に統合するということでありました。今後も恐らくそういう考えを持っていかれるのかと思うのですが、今後の統合地区拡大に対する考え方、そして進め方をお持ちなのであれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○小松土木部雪対策課長 持続可能な除排雪体制を確保するためには、限られた資機材を効果的に運用できる仕組みづくりが必要であり、除排雪企業がお互いに補完し合いながら柔軟に業務を進める上で、地区の統合は有効な手法の一つであると考えております。そのため、今年度の試行的統合に際しましては、統合する地区だけではなく、他地区の企業体とも課題等を共有しながら検証を行い、他地区における統合の可能性や効率的な組み合わせについて、除排雪業者ネットワーク協議会や地区除雪連絡協議会等と意見交換を行いながら検討を進めていく考えであります。

○鎌田土木部次長 先ほどの、多くの企業が参入しやすくなるという考えですけれども、再委託の業者をふやすというイメージではなくて、新たな総合評価一般競争入札が導入されたということもありますので、構成員としてのそういったものを期待しているというところがございます。

○上村委員 そのあたりについては、今後の入札結果も含めながら、成果あるいは効果ということをもた、見据えていきたいというふうに思っております。

冒頭にも申し上げましたとおり、私は、除排雪体制がどうあるべきかということを考えるに当たり、今回のような統合、集約化、そして逆の分散、細分化、これは一長一短がそれぞれにあるんだろうというふうに思っているところです。改めて、市として、最終的に目指す除排雪に関する地区体制のあり方についてのお考えを伺いたいと思っております。

○太田土木部長 近年では、同じ市内でも地区ごとに雪の降り方が大きく異なっているといったように、気象状況も大きく変化してございます。今後、そうした状況下にあっても、やはり地区、地域格差のない一定の除排雪水準というのが求められていくのだろうというふうに認識してございます。そのためには、全市的な応援体制や出動判断の統一化、苦情窓口の一元化などを進めていく必要がございまして、極論としては市内全域を1つの地区とした体制で業務を行うといったことも望ましいのではないかとこのようにも思われますが、一方で管理する地域が広がることで、地域状況の把握などが煩雑になるなど、管理体制上のさまざまな課題が生じることで、除雪水準の低下を招くといったおそれも当然でございます。

今後における地区の統合につきましては、先ほどもさまざま御質疑ございましたけれども、やはり慎重な判断というのが必要であるというふうに考えてございますが、今回の試行的取り組みを通じまして、各地区における統合によるメリット、デメリット、そういったものをしっかり検証しながら、持続可能な除排雪体制の確保に向けた地区体制のあり方について検討しまして、より効果的で効率的な地区体制の構築を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○上村委員 私もぜひ、その推移あるいは効果ということを注視して、研究してみたいというふうに思っております。

このくんだり、あと2問ほどで一旦閉じたいと思うのですが、先ほど、御説明の中で、今後のアクションプログラムの適切な進行管理を図っていくためにということで、新たに審議会を設置するこ

とを検討しているという御説明がありました。審議会設置検討ということでもあります。ここに期待する役割、そしてその設置スケジュールの見通しを伺います。今年度の除雪作業に間に合うような運用を考えていらっしゃるのかどうかということを含めて、お聞かせください。

○小松土木部雪対策課長 設置を検討している審議会では、今回実施した旭川市雪対策基本計画の評価、検証を踏まえた基本計画自体の見直しの検討のほか、改定したアクションプログラムの項目について、年度ごとの実施状況を評価し、次年度に向けた改善につなげていくといったP D C Aサイクルによる適切な進行管理を行っていくことが大きな役割であると考えております。

設置のスケジュールといたしましては、年内に審議会を設置し、基本計画の見直しに関する検討や、本年度の除雪作業等の確認などを行っていく予定であります。

○上村委員 事、アクションプログラムに関しましては、私も過去の質疑等でいろいろと、どちらかというところとちょっと批判的な指摘もさせていただいてきました。一言で言うと、少しおざなりになっていないかということでした。ですから、こうした新たな枠組みを用いながら進行管理を図っていくということをお考えになったということについては、大きく評価をしたいというふうに率直に思っています。しかしながら、往々にして、審議会がどこまで有効に機能しているのかということに首をかしげざるを得ない事例も、これまで旭川市行政の中で拝見しているという実感も正直あります。ですので、最後に、ぜひ部長に、今後の取り組みに当たっての決意を伺いたいと思うんですが、その内容というのは、今回、議論させていただきまされたけれども、新たに試行する地区統合を含めて、除排雪の実施状況の評価、あるいは進行管理の一翼も担う審議会、ここに改めて大きな役割を私も期待したいと思っています。これは愚問かもしれませんが、ぜひ、行政に対する追認型の審議会ではなくて、積極的に機能を発揮していただけるような審議会の設置、そしてその運営に期待したいと思います。これまでの質疑も踏まえた上での部長の総括的な答弁をいただきたいと思えます。

○太田土木部長 本市では、平成27年度に現在の旭川市雪対策基本計画とアクションプログラムを策定し、これらの計画に基づき、さまざまな施策を展開してきたところでございますが、雪対策基本計画の折り返しを迎え、昨年からことしにかけて、雪対策基本計画の評価、検証、あるいはアクションプログラムの見直しを行ってきたところでございます。

こうした中、昨年度には地域住民による住宅前道路除雪の試行ですとか、今年度からは先ほど議論になりました地区統合、あるいはGPSの導入に向けた試行といったことも予定してございまして、引き続き除排雪体制の強化につながる取り組みというものを進めていかなければならないといった状況にあるところでございます。

しかし、持続可能な除排雪体制の確保には、まだまだ多くの課題もあるというふうに認識してございますし、こうした取り組みを進めていくには、年度ごとの除雪状況といったものをしっかりと検証して、担い手不足や除排雪企業の体力、そういった状況の変化も踏まえながら、都度、除排雪体制のあり方について見直しを進めていくといったことも必要であるというふうに考えてございます。また、市民協働のあり方といった部分につきましても、前回の常任委員会で委員の御指摘にもありましたように、雪対策条例の必要性といったことについても議論する必要があると考えまして、審議会の設置と基本計画の中間見直しの検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

先ほどの答弁にもありましたように、設置を検討しております審議会では、やはりP D C Aサイ

クルによる適切な進行管理手法の確立といったものが大きな役割ではございますが、あわせて市民、企業、行政が互いの役割や雪対策に関する課題認識を共有しながら、安定した除排雪体制や各種施策のあり方といったものも含めた議論も進めてまいりたいというふうに考えております。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、除雪車両運行管理システム業務委託の実施について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 除雪車両運行管理システム業務委託の実施について、御報告申し上げます。配付資料のほうをごらんください。

除雪車両運行管理システム業務委託につきましては、プロポーザル方式により受託業者を決定し、令和2年7月10日付で契約を締結したものであります。受託業者は株式会社ナカノアイシステム札幌営業所、契約金額は2千90万円、履行期間は令和2年7月13日から令和3年3月31日までとなっております。

契約までの経過につきましては、4月28日から5月18日までの期間でプロポーザルの参加を受け付けたところ、3者の応募がございましたが、その後1者が辞退し、プロポーザルの参加業者は2者となりました。その後、5月15日から6月1日まで企画提案書の受け付け、6月10日の第2回審査会を経て、この2者の中から受託候補者を決定したところでございます。

審査方法につきましては、審査会の委員5名が各210点、合計1千50点満点で審査を実施し、1位が899点、2位が817点となり、1位の株式会社ナカノアイシステム札幌営業所を受託候補者とし、2位のA社を次点候補者と決定したところでございます。その後、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結したところでございます。

今後につきましては、秋までにシステム構築を行い、11月からの試行運用を開始する予定となっております。

報告については以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 続けて、本業務委託に関しての御報告に対しても質疑をさせていただきますが、私の視点としては、この業務委託、非常に大きな期待をしている内容です。これまでも試行的な実施をした経過もありましたし、昨今、さまざまに論じられるいろんな課題に対して、こういった新しいシステムがどうそれを克服できるのかということ。そして、今回どれだけ有用なシステムになる提案を受けられたのかどうかということ。そして最後に、このシステムは、本年度、そして来年度の2カ年で検証作業を行って、令和4年度からは全市的に拡大して展開していくんだという方向性であったと認識をしています。そうしたことも踏まえた契約内容になっていたのかどうかという点を押さえたいと思っています。

まず、今御説明がありましたけれども、2者の競争でした。そして、それぞれに82点という大きな点数差がついたというふうに私は受けとめています。それぞれの優劣の差、そして評価が分か

れたポイントについて、全体的な説明を補足していただきたいと思います。

○時田土木部雪対策課主幹 両者の評価につきましては、システム構築、GPS端末機能、独自提案のほか、障害時の体制や対応策などを評価する運用支援、データ補正、帳票作成、システムの見やすさ、使いやすさなどを評価する稼働管理、運用コストを評価する全地区拡大時の費用やランニングコストなど15項目について、受注業者が優位となっております。一方、A社は、業務体制やシステムの拡張、夏期利用を評価する通年利用のほか、運用コストのうち本業務の見積価格や、サーバー機能のうち稼働率を評価する可用性など6項目について優位となっております。

○上村委員 15項目対6項目という差であるという御説明だったと思います。さきにも申し上げたとおり、大きな差がつくようなプロポーザルとなりました。

重要な委託業務の発注をされようとしての結果だったと思うのですが、改めて、私としては、十分な事業者の参加が得られたと考えられているのかどうか、見解を伺いたいと思います。当然ながら、企画提案の内容も期待以上の競争があったというふうに考えているのか、あわせて伺いたいと思います。

以前の委員会の中で、今回のプロポーザルの公募期間がたしか約2週間、恐らく市が定める最低の日数だったと思います。しかも、ゴールデンウィークがあって、コロナ禍があってということで、非常に短いという懸念を私は発しました。そのことも含め、今回の公募型プロポーザルの実施に当たり、皆さんの中で反省材料はないのか、見解を求めたいと思います。

○小松土木部雪対策課長 先ほど報告にありましたが、当初は3者の応募があり、企画提案書提出前に1者が辞退し、プロポーザル参加業者は2者となりましたが、次点候補者となったA社も履行能力は十分にあり、事業者の参加や企画提案書の内容については、プロポーザル方式を採用した目的である高度な技術力と専門的な知識や経験、創造力及び構想力を有する事業実績のある受託候補者を選定できたと考えております。

今回のプロポーザルにつきましては、ゴールデンウィークやコロナ禍での実施であり、そのことにより参加業者の入札参加意欲にどのように影響したかわかりませんが、御指摘のとおり、公募期間の十分な確保といった点については、もう少し配慮すべきだったと考えております。

○上村委員 具体的な効用の確認に進みたいのですが、特に、自動集計による日報や月報作成、これがどこまでスムーズにうまくいくのかということが課題になってきました。こうした点についてはどのような実現可能性がありそうなのかということを確認したいと思います。また、特に、これは道内他都市の実施例があるのかということが、一番ポイントになろうかなというふうに私は思っているのですが、他自治体における運用実績もあるようですので、そうしたことをどのように評価しているのか、あわせて伺いたいと思います。

○時田土木部雪対策課主幹 日報・月報集計につきましては、GPS端末の位置情報や情報取得時間をもとに、除雪車の稼働時間や作業実施距離を自動的に集計し、除雪車ごとに集計表を作成することとしております。平成29年度の試行におきましては、除雪車が通過した路線を把握し切れず、除雪済み区間延長の集計値と実作業延長に差が生じるといった課題がありましたが、本業務では、GPS端末が補足する位置情報の誤差を複数の位置情報や移動軌跡により補正するなどして、稼働の判定漏れを防ぐこととしております。

受託者は現在、道内では苫小牧市の1都市を含む14の自治体での受託実績があり、継続してシ

システムが利用されている導入実績などから、本市においても最適な帳票出力の様式や手法の実現が期待できると考えております。

○上村委員 夏期利用データの管理ということについて、続けて伺います。

当然、冬場のみならずということで、夏場の利用も想定されている、そうした実施要領にもしていただいているのですが、この点についてはどのような活用が想定されているのか伺います。

○時田土木部雪対策課主幹 夏期利用データ管理は、夏期の道路パトロール等で危険箇所や異常箇所などを発見した場合に、GPS端末で撮影した写真に位置情報をつけて地図上に登録し、速やかな状況報告や正確な位置確認を行えるようデータ管理するものであります。また、災害時などは、道路や河川の状況の変化や被災状況を位置情報つきで記録することにより、速やかな災害箇所の把握が可能となり、災害復旧に役立てることができると考えております。

○上村委員 そうした新たな利用の展開ということにも私は期待をしています。

今回、この受託業者は、当然、今年度の運用検証があって、そして業務報告書を作成してもらうという内容になっていると思うのですが、普通に考えると、来年度以降も同じ業者さんに委託することになるのかなというふうに思わざるを得ないというか、思ってしまうんですが、来年度以降も引き続き委託をされるお考えなのかどうか、愚問かもしれませんが、この点一応聞いておきたいと思えます。

○小松土木部雪対策課長 本業務は、本年度の結果について、GPS端末を携行した除雪車両135台に対する運用を考察し、現状の課題や次年度以降の実施すべき方策等を取りまとめ、業務報告書として提出することになっています。

来年度以降の委託先につきましては、契約直後でシステム自体も完成していない現段階では明確な回答はできませんが、全地区への導入拡大や、システム運用保守の履行に最も適した企業に業務を委託することになり、状況によっては随意契約となる場合もあると考えております。

○上村委員 そういうふうに考えるのが順当なのかなというふうに思わざるを得ないんです。なかなか1年だけ、システムをつくるだけつくって、翌年度から企業を変えるということにはならないと思いますので、逆に、その点で私がお聞きしたいのは、これは、私も本来は前回言うべきだったのかもしれませんが、その点はおわびしたいと思いますが、当初から複数年契約という可能性はどのように検討されていたんでしょうか。また、改めて複数年契約の必要はなかったのかということの見解を伺います。

○小松土木部雪対策課長 今年度は、3地区でのシステム構築と試行運用であり、よりよいシステム構築のために問題点を洗い出し、それに伴う予期しない仕様の変更などが必要となる可能性もあることから、今年度の発注につきましては、当初より単年度契約として検討してまいりました。今年度の業務を検証した上で、全地区拡大に向け、改めて複数年契約の検討を行ってまいります。

○上村委員 今回、契約期間を1年で切ったメリットは、恐らく、とても本市が望んでいるイメージと違うぞとなったときにリセットができる権利を有していることぐらいかなと私は思っています。ですので、改めてになりますが、今後の複数年契約の考え方の整理も含めて、今年度、1年限りではありますが、しっかりそのシステムの構築に努めていただくことと、その検証を漏れなくやっていただくということが、ことしの重要な点かなというふうに思っているということだけ述べておきます。

それで、重要な確認が1つ残っていました。今回の契約については、あくまでも業務システムの構築のための費用であって、いわゆる実際に車に乗せてこのシステムを稼働させていく端末、例えば、携帯端末のことです。そうしたものは今回の費用には入っていないということで、別途かかるということ。ことに限って言えば、135台の稼働台数が想定されていますが、これらの調達費用及び通信費用も別だということですので、それがどのぐらいになるのか、お聞きしたいと思います。今後、全市拡大時には500台ぐらいにということだそうですので、当然、そうなった場合の費用がどうなるのかということも確認したいと思います。あわせて、今回のシステム構築にかかわる業務委託契約額は2千90万円ということでありましたけれども、今後の全市拡大を果たしたときには、この業務にかかわって要する年間の費用というものが、今の端末のことも含め、通信料のことも含め、いわゆるフルコストとしてどのぐらい要していくのかということを押さえておきたいと思います。

○小松土木部雪対策課長 稼働台数135台に対する調達費用と通信費用につきましては、今年度7カ月間で合計120万円程度を想定しております。次に、今回の業務をもとに全9地区にシステムを拡大する費用及び年間運用コストは、合計で1千100万円程度、全地区拡大時、500台の調達費用や通信費用は、合計で年間700万円程度と想定しております。

○上村委員 ということ、当然ながら、それなりの費用をかけながらこのシステムを充実化させていくということでありました。

一つ、先ほどちょっと時間の関係で飛ばしたんですが、確認できそうなので、もう一点、今後の運用について押さえてください。住宅前道路除雪管理機能についてです。これは御承知のように、地域との協働ということで、どちらかという市としては切り離して、地域協働による実施を望んでいく方向なのかなというふうに思っていたんですが、その点についてどのような内容なのかということ、そして、今後、福祉保険部に移管した高齢者等除雪支援事業とどうすみ分けていくのか、どこまで使うのかということも含めて、その考えの整理の現状について伺いたいと思います。

○時田土木部雪対策課主幹 住宅前道路除雪管理機能は、福祉保険部が所管する住宅前道路除雪事業の対象世帯の位置を地図上に登録し、GPS端末で、現在の車両位置と住宅前道路除雪箇所との位置関係を把握することにより、オペレーターの作業忘れなどを抑制できる機能となっております。また、車両を停車しなくても対象箇所を把握できるよう、電子音や発光などで位置を知らせる機能の設定も検討しております。

次に、高齢者等除雪支援事業とのすみ分けの考え方につきましては、今年度から福祉保険部でさらに取り組みを拡大し、事業を進めていく予定であります。間口除雪が道路除雪業務から分離されるまでは、道路除雪と一体で間口除雪を行う必要がございますので、それまでの期間に必要な機能として住宅前道路除雪管理機能を作成するものです。

○上村委員 そういう一定の期間限定になるかもしれないけれども、これまでの効率を改善していく機能も盛り込むという説明を補足していただきました。ありがとうございます。

ちょっと順序が入れ混じってしまいましたが、最後に、改めて、令和4年度からは全市拡大を図っていくんだというこれまでの考え方を伺ってきております。そこに向けた取り組みの考え方、そして進め方について、担当部局の見解を伺いたいと思います。

○太田土木部長 全市拡大に向けました取り組みの考え方についてでございますけれども、本年度

につきましては、中央・新旭川地区と永山地区、そして神楽・緑が丘・西神楽地区の3地区において、それぞれの地区の特性などを踏まえた試行的運用といったものを行うものでございますけれども、このシステムを全地区に拡大するためには、試行運用の段階において、現場で作業する除雪業者の意見も聞きながら、システムの精度ですとか操作性などを確認し、改善点や課題点といったものをしっかりと洗い出す、あるいは見きわめていくといったことが非常に重要であるというふうに考えてございます。

今回の業務委託につきましては、除排雪業務受託業者の負担軽減やさまざまなデータ収集などを含め、除雪作業の効率化ですとか事務の簡素化を目的としたものでもございます。令和3年度におきましては、そうした目的が実現できるかどうか、試行運用で得られた課題などを検証しながら、今後における安定した除排雪体制の確保に資するシステムとなるよう、必要に応じた改善、あるいはシステムの改修などを行っていく考えでございます。また、先ほど御指摘もございました契約手法につきましても、十分効果的、効率的な手法となるようなことも検討した上で、しっかりと令和4年度の全市拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次に入っていきます。3点目の所管施設等の視察について、この間、新型コロナウイルスの感染症の関係で、さまざまな対策、さらには対応をいただいている市立旭川病院について、今現在、感染症病棟に入院患者がいないということで、この機会に常任委員会として視察をどうかという要請がありました。

この後、委員会を休憩して、別紙の視察行程に沿って視察を行いたいと思っております。

議長に対する委員派遣承認要求についての手続については、委員長のほうに一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、今11時になりますので、この後、すぐ正面にバスを用意しておりますので、そこから出発をし、視察を行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

(再開されず散会 午後0時03分)